

市管理道路に係る雪氷対策概要

雪氷対策基本方針

○ 目的

道路の安全かつ円滑な車両通行を確保するため、冬期において雪氷対策期間を設定し、各関係機関の相互協力のもと、迅速かつ適切な処理を実施することを目的とする。

○ 対象路線

市が管理する道路（補助国道、県道、市道）

○ 対策期間

12月上旬から3月下旬

○ 気象情報の収集

気象情報の収集は、気象庁の見解やインターネット等で最新の気象情報を入手し、雪氷対策および適切な各作業の基礎資料とする。

通行規制について

通行規制等の判断及び現地対応は、所轄警察署と各区まちづくり整備課が互いに協力、連携しながら行うことを基本とする。

○ 通行止め等道路規制（解除も含む）を行う場合

- ・ 各区まちづくり整備課は、通行止め又は冬用タイヤ等の規制が必要であると判断した場合、または所轄警察署からの要請を受けた場合は、所轄警察署と協議の上、決定する。
- ・ 通行止め又は冬用タイヤ等規制を実施（解除）する場合は、速やかに北九州市雪氷対策連絡体制図（図. 1）に基づき関係機関に報告するとともに、道路情報提供装置を適切な表示に変更、または道路情報を知らせる案内看板等を設置すること。

融雪剤の事前配置および散布について

融雪剤の事前配置・散布は、所轄警察署と各区まちづくり整備課が互いに協議、連携しながら行うことを基本とする。

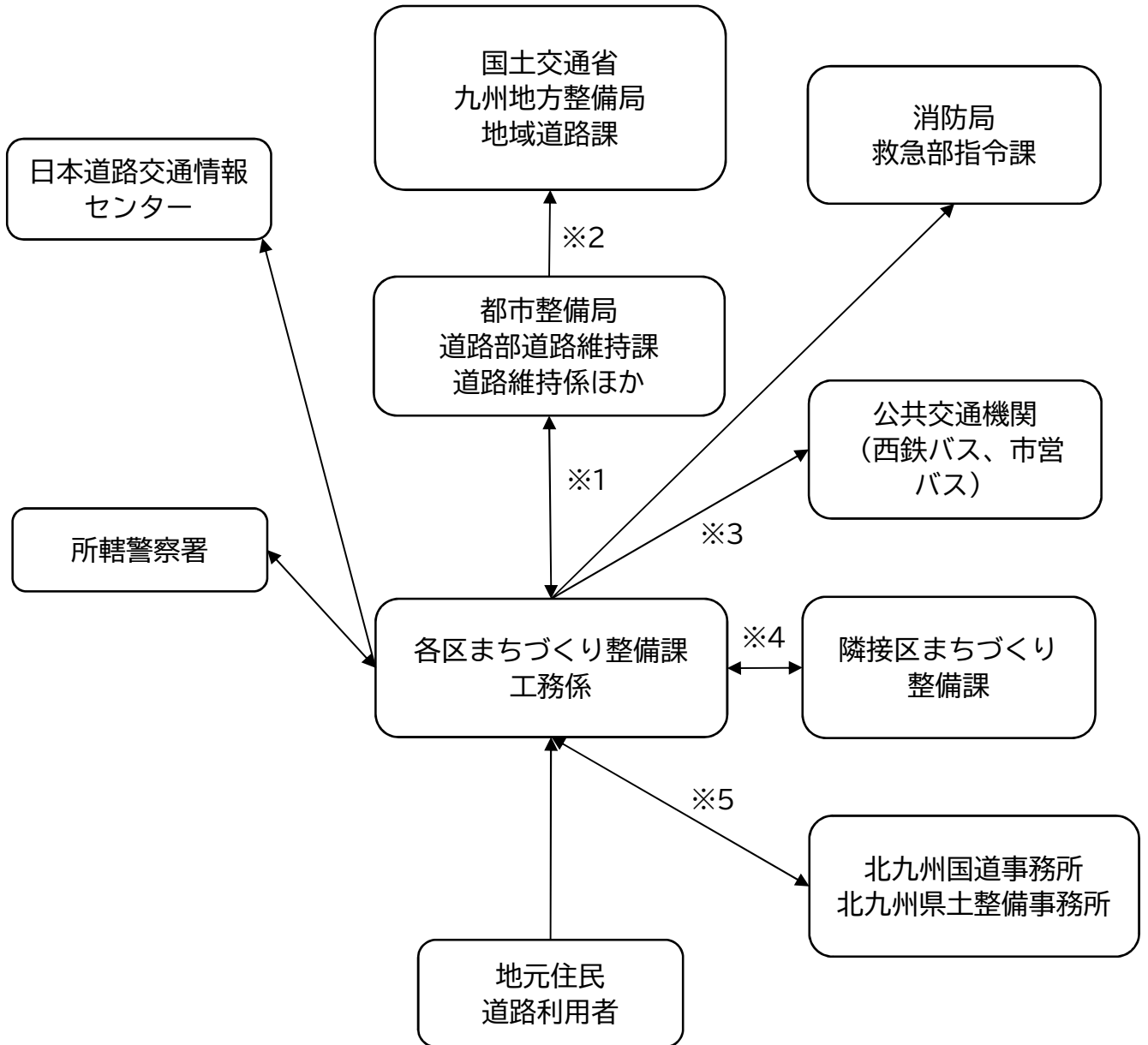
○ 事前配置箇所

- ・ 交通量の多い幹線道路や橋梁上など
- ・ 警察協議により決定した橋梁や急こう配の道路など、これまでの実績（凍結）箇所

○ 凍結・積雪後の散布箇所

交通量の多い幹線道路や橋梁上、急こう配の道路等のうち、現地状況を確認の上、決定する。

図. 1 北九州市雪氷対策連絡体制図



※1 通行止め等の報告は、既定の緊急連絡体制による(都市整備局総務課、管理課、道路維持課へ報告)

※2 補助国道、県道に交通規制(全面通行止め)を行った場合

※3 バス路線等を規制した場合

※4 区跨ぎの路線に交通規制を行った場合

※5 直轄国道または市外と接続する市管理道路に交通規制を行った場合